

環境影響評価審査会 播磨臨海地域道路部会（第4回）会議録案

- 1 日 時：令和3年11月16日（火）10時00分～12時00分
- 2 場 所：兵庫県民会館10階 福
- 3 議 題：（仮称）播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：上甫木委員（部会長）、遠藤委員、小谷委員、近藤委員、住友委員、
- 5 兵 庫 県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
水大気課、自然環境課、道路企画課高速道路推進室、
東播磨県民局地域振興室環境課
- 6 配付資料
資料1 環境影響評価法の手続の流れについて
資料2 大気質
資料3 水質
資料4 地形及び地質
資料5 方法書に対する各市町長の意見の写し
参考資料1 現地調査ルート図面
- 7 議事概要

<事務局が資料1により手続きの流れについて説明>

<前回の部会（現地調査）での意見、質問について>

[質疑]

（部会長）

11月5日に実施された部会（現地調査）で委員から意見や質問があったと思いますが、そのあたりに関して何か新たにわかったことなどありますか。

（手続実施者）

まず1点目として、加古川の30m水路にハマボウが移植されているところがあり、これは地域の方々が植樹されている。これはどこから持ってきたものかと質問をいただいた。調べたところ、出所は淡路の洲本市だった。成ヶ島に群生地があったのではという話を伺ったので、確認したところ洲本市から持って来ていた。

もう1点、浜手緑地の一番大きな公園で現地をご覧いただいたが、その際この公園がどれぐらい自然の名残があるのか、またあそこにあった小さな池について、自然なものの名残かと質問をいただいた。

国土地理院の航空写真を調べたところ、昔、現地周辺は全部田畑、特に田だった。そこに、沿岸部に工場を立地するに従って、完全に人工的に作られた緑地帯であったということがわかった。公園が開設された平成10年当時は、池の辺りは造成中だったので、平成11年か12年頃に人工的に作られた池であろうということがわかった。人工的に作られたものだが、年月が経つに従って自然なものになっている。

(部会長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

当日参加できなかったのですが、ごく簡単に、各ポイントはどういう観点から現地調査をされたのか少し教えてください。

< 手続実施者が参考資料 1 について説明 >

[質疑]

(委員)

浜手緑地は、いつごろ作られたものですか。

(手続実施者)

設置された時期は、場所によってまちまちだが、最後に見学していただいた 9 番の
ところの開設年度は、平成 10 年ということです。9 番の右下にもうひとつ「浜手緑
地」という表記があるが、こちらは昭和 46 年に開設されており、緑地の開設は整備
された時期によってまちまちです。

(委員)

用途地域図ですが、現地を見たが神戸の西の方から調整区域で、あとは工業地帯を
走って行く。そこで一つだけ質問したいのですが、姫路の方へ上がっていくところも
調整区域でいいですか。

(手続実施者)

はい。

(委員)

一応住宅を建てるということはできないということですね。

(手続実施者)

はい、山地である。

(委員)

わかりました。

< 事業者が環境影響評価方法書の資料 2、3、4 について説明 >

[質疑]

【資料 2 大気質】

(委員)

非常に道路の距離、幅が長い。風向・風速はどれくらいの間隔で何か所くらい測定
しようと考えられているのか。

(手続実施者)

A3の図の1ページに大気質、騒音振動に係る現地調査地点案としているが、大気質は赤のマルで囲んでいる箇所になり、大気質は周辺の常時監視測定局の位置や、住居等の保全対象の立地状況、周辺の排出源の特性等を勘案し、地域を代表すると考える計7ヶ所で測定を実施する予定。

(委員)

大気質となっているが、ここで風向風速も測るのか。

(手続実施者)

はい。

(委員)

調査の手法で機械の稼働については断面、走行については面的に評価することによっていか。

(手続実施者)

走行についても断面で評価する。

(委員)

少し気になるのは高砂市や加古川市周辺のところを道路が通過し、その辺りは人口が密集しているし、様々な保存すべきものなども集中している。その辺りは面的に考えたかどうかと思うが、今のところはどこかの断面で考えているのか。

(手続実施者)

今のところは断面で考えている。

(委員)

住民とかの関係でいかがでしょうか。

(手続実施者)

断面予測だが、基本的に同じような断面がずっと続くことを想定しての予測になる。その周辺については、工事用車両が既存の道路を走行する時に、どれくらい現状からオンされるかという予測になる。

(委員)

今のところはそういう考えで結構だが、今後考え直すことがあれば、少し検討して頂ければと思います。

(部会長)

調査ポイントに代表性がどの程度あるということが重要だと思います。

(委員)

測定場所にもよると思うが、東側が海沿いで姫路は少し内陸に入っているので風速がだいぶ違うと思います。ですので、ここもさきほどの代表性と同じだが、海沿いと、少し内陸に入るのとで、風速もかなり異なる可能性があるため、測定場所の特定は少し慎重に考えていただければと思います。

【資料3 水質】

(部会長)

海域の測定地点が対象地にはないという話であった。現地調査で見せていただいた

時に高砂の PCB の残土盛立地があった。経年的に調べておく必要があると一般論として思うが、そのあたりを把握するポイントはどのあたりだと思いますか。4-1-61 で海域水質調査地点というのがあって、5番目の地点が比較的近くにありますが。

(手続実施者)

既存で調査されている地点でいけばそこになる。我々が聞いているのは、事業者が PCB は全て取り切ったと伺っている。

(部会長)

橋脚を建てる時などは、対象地かどうかで大きな問題になると思う。その時は事前に調査するという理解になるか。

(手続実施者)

下部工等が設置される場所など事前に想定される場所については調査するが、特にそういった問題は今のところ確認されていない。

(委員)

4.1-59 ページ。姫路市の地下水でヒ素と硝酸・亜硝酸性窒素が超過している。対象の地域の中にあるのか。調査地点がよくわからない。

(手続実施者)

文献から確認しているため、詳しい場所は把握できていないが、ヒ素については的形町、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素は四郷町本郷になる。区域に入っているかは微妙な位置です。ちなみに的形で超えているところは、基準 0.01mg/mL に対して、0.011mg/mL なので、少しだけ基準を超えている。

【資料4 地形及び地質】

(部会長)

砂防指定地が1か所あるということだった。対象地域ではないのか。

(手続実施者)

対象地域ではない。

(委員)

地形・地質は実際にはどういうことを調べるのか。

(手続実施者)

重要な地形及び地質は事業実施区域内に4か所ある。分布がどうか、現在の状況がどうなっているか、例えば小赤壁だと現状でどのくらい崩れているのか、砂浜であれば既に改変されている割合がどのくらいあるのか、砂浜として砂があるところのどのくらいあるのかなど、地形及び地質が今どういう状態になっているのか、ということ調べる。

(委員)

こういう状況はまずいとなったら改修工事を考えるのか。

(手続実施者)

そこまでではない。単に現状を把握する。

<事務局から資料5について説明>

[質疑]

【資料5 方法書に対する各市町長の意見の写し】

(委員)

意見の中で、将来交通量の推計に関するコメントがあった。事業期間が極めて長期間に渡ると考えられる。将来交通量の推定年次と事業期間との基本的な関係を教えて欲しい。

(手続実施者)

交通量については令和12年度の推定を行った。工事期間がどれくらいというのは、今のところ説明できるものがない。

(委員)

市町長の意見については、それぞれ事業者から見解が出てくるのか。準備書に向けて市町長の意見ということでしょうか。

(事務局)

市町長の意見に関しては手続実施者向けへ返した意見ではなく、県に対して方法書の内容に関して市町長としてこう考えるという意見になる。内容に関しては、審査会の中では伝えているが、書類として手続実施者へ届けるかは今後検討しないとイケない。通常の事業は関係市町が1つなので、県知事意見を出すときに関係市町長の意見も伝えるケースはある。今回関係市町が多いため、県を通じて手続実施者にどう伝えるのかは検討する必要がある。

(委員)

特に、姫路市の全体的事項の(3)の周辺道路の交通量の変動の部分は非常に大事だと思う。

(事務局)

市町長の意見を踏まえたうえで答申を作っていただき、県知事意見を述べていくことになるので、ポイントは今後審議をいただく中で反映する。

(委員)

周辺道路の交通量が変わることを考慮するとなると、計画道路の交通量をただ単にオンするだけでは予測評価できなくなる可能性があるが、どう考えるか。

(手続実施者)

対象としては本線ならびにランプだと思っているので、そちらを評価していくことになる。周辺の道路については、交通量推計により推計値は出てくるが、予測・評価ということは考えていない。

(手続実施者)

補足する。さきほどランプ部ということを申し上げたが、周辺の道路についても交通量を推計した分を前提に、本線、ランプ、周辺の接続道路で平面的な予測を行うと

いうことになる。

(部会長)

高砂市長の地質についての意見で、かなり面的には汚染されているエリアか。さきほどほとんど解消されたということであった。市長の意見を拝見すると広範囲に渡っている印象を受ける。

(手続実施者)

把握している状況になるが、高砂西港と大木曾水路の PCB について書かれている。PCB は工場の排水で流れ出たという状況だが、ルートの中で周辺の土壌の中には特に確認されていない。高砂西港と大木曾水路には確認されているので、今後のルートや構造を検討するうえで、配慮しながら検討していく。

以上